

# 学校法人中村産業学園寄附行為

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、学校法人中村産業学園と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市東区松香台二丁目3番1号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに私立学校法（昭和24年法律第270号）に従い、学校教育を行い、この法人が設置する学校の学則に規定する人材を育成することを目的とする。

### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

#### (1) 九州産業大学

大 学 院
経済・ビジネス研究科
工 学 研 究 科
芸 術 研 究 科
国際文化研究科
情報科学研究科
経 済 学 部
経 済 学 科
商学部
経営・流通学科
地域共創学部
観 光 学 科
地域づくり学科
商学部第一部
商 学 科
観光産業学科
理 工 学 部
情 報 科 学 科
機 械 工 学 科
電 気 工 学 科
生命科学部
生 命 科 学 科
建築都市工学部
建 築 学 科
住居・インテリア学科
都市デザイン工学科

工 学 部  
機 械 工 学 科  
電 気 情 報 工 学 科  
芸 術 学 部  
芸 術 表 現 学 科  
写 真 ・ 映 像 メ デ イ ア 学 科  
ビ ジ ュ ア ル デ ザ イ ン 学 科  
生 活 環 境 デ ザ イ ン 学 科  
ソ ー シ ャ ル デ ザ イ ン 学 科  
経 営 学 部  
産 業 経 営 学 科  
国 際 経 営 学 科  
国 際 文 化 学 部  
国 際 文 化 学 科  
日 本 文 化 学 科  
臨 床 心 理 学 科  
情 報 科 学 部  
情 報 科 学 科  
人 間 科 学 部  
臨 床 心 理 学 科  
子 ど も 教 育 学 科  
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 科

(2) 九州産業大学造形短期大学部

造 形 芸 術 学 科

- 2 前項第1号及び第2号に規定する学校の長は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意をもつて任免する。

(特別の利益供与の禁止)

第5条 この法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（この法人の設置する学校の長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定めるこの法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

## 第二章 役員

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上17人以内  
(2) 監事 3人
- 2 理事のうち1人は、理事の互選により理事長となる。
- 3 理事のうちから副理事長1人を置くことができる。副理事長は、理事のうちから理事長があらかじめ指名し、理事会において選任する。
- 4 理事のうちから常務理事3人以内を置くことができる。常務理事は、理事のうちから理事長の推薦に基づき、理事会において選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにし

なければならない。

- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることがあってはならない。
- 8 理事長、副理事長又は常務理事は、理事総数の過半数の議決により、その職を解くことができる。

(学校法人と役員との関係)

第7条 この法人と役員との関係は、民法（明治29年法律第89号）の委任に関する規定に従う。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 九州産業大学の学長
  - (2) 九州産業大学造形短期大学部の学長
  - (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 4人以上
  - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 7人以上
- 2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第10条 役員（第8条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員としてふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了

- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長等の職務及び代理又は代行)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の同意を得て理事長が定める業務を分掌する。
- 4 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長は理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。
- 5 理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。
- 6 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
  - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### 第三章 役員の損害賠償責任

(役員のこの法人に対する損害賠償責任)

第16条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

#### (責任の免除)

第17条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

第18条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」と総称する。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第四章 理事会

#### (理事会)

第19条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、理事長が相当と認める方法によって招集することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第15条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### (業務決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会に

において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名し、又は議長並びに出席した理事のうちから議長が指名した理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

(理事小委員会)

第22条 理事会の円滑な運営を図り、この法人の業務を迅速に遂行するため理事小委員会を置くことができる。

- 2 理事小委員会の運営については、別に定める。

## 第五章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第23条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、29人以上37人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、理事長が相当と認める方法によって招集することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した評議員全員が署名し、又は議長並びに出席した評議員のうちから議長が指名した評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならぬ。
- 3 出席評議員から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議に諮つて、議長がこれを確認しなければならない。

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならぬ。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任された者 11人以上
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 4人
  - (3) この法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから理事会において選任された者 3人
  - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 11人以上
- 2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、当該各号に定める職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第28条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることがある。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

## 第六章 顧問

### (顧問)

第30条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に特別功労があった者のうちから、理事会において委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問にこたえる。

## 第七章 資産及び会計

### (資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入學金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第36条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第37条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第39条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第40条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第3項において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

4 財産目録等の閲覧については、別に定める。

(情報の公表)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第八章 解散及び合併

(解散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第九章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第十章 学則の変更

(学則の変更)

第49条 この法人の設置する学校の学則を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第十一章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第50条 この法人は、第40条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、九州産業大学の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理 事 長	中 村	治 四 郎
理 事	福 間	欣 一
"	仲 谷	正 己
"	渡 辺	光
"	中 村	ハ ル
監 事	野 田	早 苗
"	野 見 山	温

附 則

この寄附行為は、昭和三十年十二月九日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和三十五年一月二十日）から施行する。

附 則

昭和三十八年一月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

昭和三十九年一月二十五日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則

昭和四十一年一月二十五日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

昭和四十三年二月三日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十三年七月四日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十四年六月二十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十五年四月十八日）から施行する。

附 則

昭和四十八年三月二十八日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十八年九月十三日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十年七月二十四日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十一年十一月十日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十五年七月三日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十六年一月十六日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、昭和六十三年五月十六日から施行する。

## 附 則

平成四年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成五年四月一日から施行する。

## 附 則

平成五年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

## 附 則

平成六年三月十六日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成七年十二月二十二日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成九年十二月十九日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十年十二月二十二日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年七月二十八日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年八月一日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年十二月二十日）から施行する。

## 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。

## 附 則

- 1 平成16年3月26日理事会議決のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学工学部工業化学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年7月20日）から施行する。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（九州産業大学工学部電気工学科の存続に関する経過措置）

- 2 九州産業大学工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

（九州産業大学芸術学部写真学科及び国際文化学部地域文化学科の存続に関する経過措置）

2 九州産業大学芸術学部写真学科及び国際文化学部地域文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年6月16日）から施行する。

2 改正後の寄附行為第8条及び第22条の任期は、平成21年6月16日から就任する役員及び評議員から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年9月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年12月14日から施行する。